

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福野アソシエイツ（以下「当法人」という。）の理事の職務権限を定め、当法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第4条 理事は法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(代表理事)

第5条 代表理事の職務権限は、法令及びこの法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当法人を代表し、その業務を総括する。
- (2) 社員総会を招集し、議長としてこれを主宰する。

第3章 補則

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、社員総会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は社員総会の決議による。

附則

- 1 この規程は令和7年1月31日から施行する。